

2007年9月13日

地域サッカー協会理事長 各位
都道府県サッカー協会専務理事（理事長） 各位
地域、都道府県サッカー協会審判委員長 各位
（社）日本プロサッカーリーグ 事務局長 様
各種連盟 御中

（財）日本サッカー協会審判部

ペナルティーマークからのキック時のゴールキーパーの服装について

標記の解釈について一部混乱があったので、別紙のとおり、（財）日本サッカー協会審判委員会として、競技規則等に基づく判断を改めて示しました。

各協会、連盟などで、加盟クラブ、チーム、審判員等関係者に周知徹底を図られるよう、よろしく願いいたします。

写し送付先： （財）日本サッカー協会審判委員会委員 各位
JFA 審判アセッサー、1級、女子1級審判員 各位

別紙

審 0709-M0002
2007年9月13日

関係各位

(財)日本サッカー協会審判委員会
委員長 松崎康弘

ペナルティーマークからのキック時のゴールキーパーの服装について

試合が引き分けに終わり、競技会規定によって勝者を決めるために行う“ペナルティーマークからのキック（以下、「ペナルティーマーク方式」という。）”が行われる時にゴールキーパー（以下、「GK」という。）の着用する服装は、サッカーの競技規則および（財）日本サッカー協会ユニフォーム規程の規定に基づき、通常の試合時間内および延長戦と同様、下記のとおりとなります。

記

1. ペナルティーマーク方式時にGKの着用する服装は、次の二つの要件を満たすものとなる。

- ① 他の競技者、主審および副審と区別がつく色のもの
- ② その競技者の番号が明確に表示されるもの

2. 適用例

ゴールキーピングが得意なフィールドの競技者（以下、「FP」という。）にGKを務めさせるなど戦術的な理由でGKとFPが交代する場合、

- ・ FPは、他の競技者や審判員と区別された色で、その競技者の番号が表示された服装を着用し、GKとなる。

3. 例外

GKの負傷退場などにより、緊急避難的にFPがGKに代わる場合については、他の競技者等と区別する色の服装であるならば、その競技者の番号等の表示を義務付けるものではない（通常の試合時間内および延長戦も同様）。

以上

<参考条文>

- ・ 競技規則 2007/08

- 第4条

ゴールキーパー

ゴールキーパーは、他の競技者、主審、副審と区別がつく色の服装をする。

- 試合またはホームアンドアウェーの対戦の勝者を決定する方法

ペナルティーマークからのキック

進め方

他に記述されていない限り、競技規則または国際評議会の決定の関係条項がペナルティーマークからのキックが行われるときにも適用される。

- ・ (財)日本サッカー協会ユニフォーム規程

- 第6条 [ユニフォームの選手番号]

1. シャツには、選手番号が明確に表示されていなければならない。